

ハラスメント対応基本方針

令和8年4月

山 梨 県 議 会

目次

| | |
|---|---|
| はじめに | 1 |
| 1 山梨県議会のハラスメント対応基本方針 | 2 |
| (1) 意識改革 | 2 |
| (2) 相談体制の整備 | 2 |
| 2 苦情相談への対応 | 3 |
| 3 ハラスメント問題への継続的な取り組み | 4 |
| 4 ハラスメントの定義 | 4 |
| (1) ハラスメントの種類 | 4 |
| (2) 精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は当該議員の 人格、尊厳若しくは議員としての活動環境を害すること となるようなもの | 6 |
| 5 ハラスメントに起因する問題に対する議長の対応 | 6 |
| (1) 基本方針 | 6 |
| (2) 規程第9条第1項の解説 | 6 |
| 6 各会派代表者会議におけるハラスメント行為の協議 | 7 |
| (1) 基本方針 | 7 |
| (2) 協議の進め方(非公開) | 8 |
| (3) プライバシーと公平性の確保 | 9 |

➤ はじめに

令和3年6月16日に施行された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」において、国及び地方公共団体は、公選による公職にある者等について、性的な言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、その防止に資する研修の実施、相談体制の整備など、必要な施策を講じることとされています。

この法改正は、政治分野における男女共同参画を推進する上で、ハラスメントへの対策が不可欠であるとの認識に基づくものです。

現在、地方議会では、議員のなり手不足や、性別・年齢に偏りのある議員構成が課題となっています。こうした中、議員間では、立場や意見の違いを背景にハラスメントが発生する可能性があり、それが多様な人材の議会参画を妨げる要因となっているとの指摘もあります。このため、全ての議員が安心して議会活動に取り組める環境を整えるためには、ハラスメントの防止及び排除が極めて重要となります。

ハラスメントの根絶に向けた取組には、個々の議員の意識や行動だけでなく、議会全体としての対応が不可欠です。議員一人ひとりがハラスメントの予防と早期発見に努め、議会活動の場で円滑なコミュニケーションと協力体制を築くことが求められます。

また、ハラスメント事案への対応に当たっては、関係者のプライバシーと権利に十分配慮しつつ、迅速かつ公正な調査と対応を行うことが重要です。

こうした認識のもと、山梨県議会では、このたび「山梨県議会ハラスメントの防止等に関する規程」(以下「規程」)及び、「山梨県議会ハラスメント相談処理要領」を策定しました。これらに基づき、議員間のハラスメントに対応する相談窓口を設置し、迅速かつ公正な調査・対応を進めて参ります。

併せて、議員間のハラスメント防止及び排除のため、議員の意識啓発や知識向上を図るとともに、必要なハラスメント防止研修も実施していきます。

これらの取組を通じて、誰もが安心して議会活動に参加できる環境を整え、多様な人材が活躍できる議会の実現を目指します。

1 山梨県議会のハラスメント対応基本方針

山梨県議会では、ハラスメントに対する意識を高め、未然防止に努めるとともに、万が一発生した場合には、迅速かつ効果的な解決に向けて取り組みます。

(1) 意識改革

ハラスメントを未然に防止するため、議員一人ひとりがハラスメントについて正しく理解し、全議員が「ハラスメントを行わない・許さない」という共通認識を持ち、行動します。

(2) 相談体制の整備

議員間におけるハラスメントに起因する問題に係る苦情の申出及び相談を適切に処理するため、次のとおりハラスメント相談窓口を設置します。

ア ハラスメント相談窓口の設置

議会事務局総務課にハラスメント相談窓口を設置し、相談対応及び事実関係の調査は専門業者に委託します。

イ 苦情相談の方法・受付時間等

(ア) 苦情相談の方法

- a 電話(0120-963-415)
- b ファクシミリ(050-3588-1422)
- c 電子メール(harasumentt@yahoo.co.jp)

(イ) 苦情相談の受付時間等

- a 電話の場合 午前10時～午後7時

※ 電話による苦情相談は、日曜日、祝日、年末年始及び議長が別に定める日は行いません。

- b 電子メール・ファクシミリの場合 終日

(ウ) 費用

苦情相談は、無料です。ただし、苦情相談に伴う通話料、通信料その他の実費は、苦情相談を行う方の負担となります。

ウ 苦情相談を行うことができる者

苦情相談は、原則として、他の議員からハラスメントを受けたとする議員本人が行うものとします。

エ 苦情相談の対象

(ア) 議員間で行われたハラスメントに起因する問題が苦情相談の対象です。会派による活動のほか、広報紙や SNS 等を用いた議員活動の中で発生したハラスメントに起因する問題などがこれに含まれますが、次の①又は②のいずれかに該当する場合は、苦情相談の対象外となります。

- ① 当該ハラスメントに起因する問題が裁判機関による紛争の解決のための手続に係属しているとき。
- ② 当該ハラスメントに起因する問題について、裁判機関による紛争の解決のための手続による判断が確定しているとき。

なお、①又は②のいずれかに該当する場合であっても、議長が議会に対する県民の信頼を回復し、又は議会の規律を保持するために必要と認めたときは、苦情相談の対象とすることがあります。

(イ) 議会の会議又は委員会において議員がハラスメントを行った場合で、当該ハラスメントが地方自治法第129条第1項の「議場の秩序を乱す」行為、同法第132条の「無礼の言葉」の使用若しくは「他人の私生活にわたる言論」又は同法第133条の「侮辱」に当たるときは、次の措置が考えられますが、これらの措置に至らない場合であっても、相談窓口を通じて、事案の内容に応じた適切な対応を行います。

- ・ 発言の制止・取消命令
- ・ 議場からの退場命令
- ・ 懲罰動議の提出 など

2 苦情相談への対応

議員間で行われたハラスメントに係る苦情相談については、専門業者による事実関係の調査結果を踏まえ、まずは議長が対応を行います。

議長による対応後もなおハラスメントが是正されない場合や、事案が悪質であると判断される等の場合には、各会派代表者会議において対応を協議することがあります。

※ 相談対応フロー図(別紙9頁)参照

3 ハラスメント問題への継続的な取組

ハラスメント問題への取組は、一度行えば良いというものではありません。その防止及び排除のためには、定期的に研修を行うなど、継続的な取り組みを行うことが重要となります。

このため、議長において、状況を踏まえ必要とする研修のテーマや講師、開催日時等について調整を行うものとします。

4 ハラスメントの定義

「ハラスメント」とは、一般的に「嫌がらせ」や「いじめ」を意味する言葉ですが、規程第2条第1号では、次のように定義しています。

性的な言動、妊娠、出産、育児、介護又は看護に関する言動その他職務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、これらの言動の相手方である議員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は当該議員の人格、尊厳若しくは議員としての活動環境を害することとなるようなもの

(1) ハラスメントの種類

ア 「性的な言動」を内容とするハラスメント

「性的な言動」を内容とするハラスメントとは、いわゆるセクシャル・ハラスメントに該当するものを指します。

異性・同性を問わず適用され、相手方の性的な関心を引く、又は性的な欲望に基づく言動(発言や行動)のほか、相手方を不快にさせる性質のものが対象となります。

【具体例】

- ・ 性的関心や欲求に基づく言動(例:容姿への執拗な言及、性的な冗談、性的な話題の繰り返し、身体への不必要な接触など)
- ・ 性的指向(例:異性愛、同性愛、両性愛)や性自認(例:トランスジェンダー、ノンバイナリー)に関する偏見に基づく言動(例:「男なのに女みたいな格好をするな」などの発言)
- ・ 性別に基づく役割の押し付け(例:「女性は感情的」「男性が育休のために会議を欠席するなんてありえない」などの発言)

イ 「妊娠、出産、育児、介護又は看護に関する言動」を内容とするハラスメント

「妊娠、出産、育児、介護又は看護に関する言動」を内容とするハラスメントとは、いわ

ゆるマタニティ・パタニティ・ケアハラスメントに該当するものを指します。

妊娠・出産に起因する症状、育児(子育て関連の状況や制度利用)、介護(家族の介護の状況や制度利用)、看護(病気等の看護に関する状況)に言及する不適切な発言や行動が対象となります。

【具体例】

- ・ 妊娠中の議員に対する「議会活動に支障をきたす」といった中傷
- ・ 育児や介護を理由とする制度利用(例:休暇取得)への否定的発言
- ・ 看護による欠席への不当な批判

ウ 「職務上必要かつ相当な範囲を超える言動」を内容とするハラスメント

「職務上必要かつ相当な範囲を超える言動」を内容とするハラスメントとは、パワー・ハラスメントその他の一切の不適切な言動を指します。

「職務上必要かつ相当な範囲」とは、社会通念に照らし、議会活動の遂行に不可欠でないものを意味し、その判断は、当該言動の目的、当該言動が行われた経緯や状況(当該言動の相手方の問題行動の有無や内容・程度等)、当該言動の態様・頻度・継続性、行為者の属性や心身の状況、相手方との関係性等を総合的に勘案して行います。

客観的にみて、職務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な指示や指導については、ハラスメントには該当しないこととなります。

言動の多くは、「相手方のことを思って指導した」など、目的に関しては間違っていない場合が大半です。しかしながら、感情的に話したり、威圧的に指導したりするなど手段に問題がある場合は極めてハラスメントの疑いが強いと言わざるを得ません。

ハラスメントに該当しないようにするには、自身の言動に細心の注意を払うことが重要です。

【具体例】

- ・ 議員の職務上の優越的な地位(例:党派のリーダー、委員会の長)を背景とした、職務上明らかに必要でない叱責、
- ・ 継続的な無視や発言機会の剥奪
- ・ 会派内での排除・孤立化
- ・ 信条や思想への執拗な攻撃
- ・ 出身地や学歴等に対する差別的発言

- ・ 存在そのものを否定するような言動(例:「顔を見るだけで不快」などの発言)

(2) 精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は当該議員の人格、尊厳若しくは議員としての活動環境を害することとなるようなもの

言動の存在そのものがハラスメントを構成するのではなく、社会通念上、相手方に精神的・身体的な苦痛を与え、又は人格・尊厳・活動環境を害すると認められるものをハラスメントの成立要件としています(「ようなもの」との表現は、言動が客観的にそのような効果を生じうる性質のものであればよく、実際の苦痛や環境悪化の発生を立証する必要がないことを示しています。)

「精神的苦痛」とは、ストレス、不安、うつ状態等を、「身体的な苦痛」とは、頭痛や不眠等を指します。「人格・尊厳を害する」とは、個人の価値や自尊心を傷つけることを、「活動環境を害する」とは、議会での発言意欲の低下や孤立化等を意味します。

5 ハラスメントに起因する問題に対する議長の対応

(1) 基本方針

議長は、苦情相談が議員からなされた場合には、事案を正しくは把握するため、必要な事実関係の調査を行います(規程第7条第1項)。その結果、ハラスメントがあったと認めるときは、申立人(苦情相談を行った議員。以下同じ。)の同意を得た上で、被申立人(申立人に対してハラスメントをしたとされる議員。以下同じ。)に対し、助言、指導、注意など必要な措置を講じます(規程第9条第1項)。

(2) 規程第9条第1項の解説

「助言」とは、注意喚起、誤解を招かない言動のあり方についての提案などの措置を講じることを指します。

「指導」とは、口頭又は書面で、被申立人の言動に問題があるとの認識を示し、その是正を求める措置を講じることを指します。

「注意」とは、口頭又は書面で、被申立人の言動に問題があるとの認識を示し、その是正を求める等の措置を講じるとともに、対応がされない場合は各会派代表者会議での協議事項とする可能性がある旨、警告することを指します。

「その他の必要な措置」の具体例としては、問題となっている言動の中止の要求、申立人への謝罪や研修受講の促し、被申立人の所属会派の代表者に対する状況の観察等

の要請、当事者間の関係改善に向けた支援などが考えられます。

議長は、必要な調査を踏まえ、事案の内容に応じて、被申立人に対し注意喚起や言動の中止を求めるなど、再発防止に向けた適切な措置を講じます。

その後も被害が継続する場合や、他の議員に対するハラスメント行為が確認されるなど、行為の是正が図られない場合には、各会派代表者会議での協議事項とすることを見据えた対応を行うほか、同会議において対応を協議することも可能です。なお、ハラスメントに該当する言動の態様が極めて悪質である場合など、事案の性質に応じて、直接各会派代表者会議による協議を行うことも認められています（各会派代表者会議の協議事項とする場合は、あらかじめ申立人の同意を要するとしています。）。

■ 議長による措置(標準例)

| 事 由(例) | 助言 | 指導 | 注意 |
|----------------------------------|----|----|----|
| 悪意のないセクシャル・ハラスメント | ● | ● | |
| 意に反することを認識した上でハラスメントが行われた場合 | ● | ● | ● |
| ハラスメントが繰り返し行われた場合 | ● | ● | ● |
| 指導・注意等を受けたにもかかわらず、ハラスメントを繰り返した場合 | | | ● |
| ハラスメントが身体的危害を伴うものである場合 | | ● | ● |

6 各会派代表者会議におけるハラスメント行為の協議

(1) 基本方針

各会派代表者会議は、議会内の重要事項について各会派の代表が協議する場であり、ハラスメント行為に関する対応方針や個別事案の扱いについても、議会全体としての合意形成を図る役割を担います。

各会派代表者会議では、「ハラスメントの防止又は排除のために必要な措置その他の措置」について協議を行うこととされており、具体的には、議会の品位と信頼を維持しつつ、被申立人の行為の是正を目的として、言動の性質・内容・逸脱性の程度などを踏まえ、以下のような対応(注意、勧告、問責決議案の提出など)を検討・実施することが求められます。

■ 代表者会議による措置(標準例)

| 事 由(例) | 注意 | 勧告 | 問責 決議案 提出等 |
|------------------------------------|----|----|------------------|
| 意に反することを認識した上でハラスメントが行われた場合 | ● | ● | |
| ハラスメントが繰り返し行われた場合 | ● | ● | |
| 指導・注意等を受けたにもかかわらず、ハラスメントを繰り返した場合 | | ● | ● |
| ハラスメントが身体的危害を伴うものである場合 | | ● | ● |
| ハラスメントによって相手方に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた場合 | | ● | ● |
| 強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた場合 | | | ● |
| ハラスメントによって相手方に重傷を負わせた場合 | | | ● |

備 考

○注意:各会派代表者会議の構成員全員の連名により、書面で、被申立人の言動に問題があるとの認識を示し、その是正を強く求める等(※)の措置を講じること。

○勧告:各会派代表者会議の構成員全員の連名により、書面で、被申立人の言動に問題があるとの認識を示し、その是正を強く求める等の措置を講じるほか、対応がされない場合には問責決議案等を議会に提出する可能性がある旨、警告すること。

(※)「その是正を強く求める等」の具体例:申立人への謝罪や研修受講の促し、被申立人の所属会派の代表者に対する状況の観察等の要請、当事者間の関係改善に向けた支援など

(2) 協議の進め方(非公開)

- ・事務局から事案の概要を報告
- ・申立人、被申立人その他の関係者からの意見聴取 ※必要に応じて
- ・対応方針の意見集約

(3) プライバシーと公平性の確保

- ・協議に際しては、申立人の意向に十分配慮し、匿名性の確保等を徹底します。
- ・会派間の政治的対立に影響されることなく、申立人・被申立人双方の立場に配慮し中立的かつ公正な進行を心がけます。